

【大規模火災発生時の対応】

岩手県地震被害想定によれば、地震災害による火災の発生はないものと予測された。津波被害に伴う漁船等からの出火、延焼の可能性はあるものの、ここでは火災に関する推計は行わないこととする。

参考までに、災害時における火災廃棄物の発生量の推計は、次の例を参考に行う。

【初動における火災廃棄物の発生量推計方法の例】

発災直後に木造、非木造別の焼失棟数を把握することは困難であるが、焼失棟数の発表を待っていると災害廃棄物処理実行計画の策定が遅くなる可能性がある。したがって、火災発生地区を把握した時点で、住宅地図等から当該地区の焼失棟数を大まかに把握して火災廃棄物発生量を推計する。

なお、焼失棟数が把握できたときは、その時点で火災廃棄物発生量を見直し、災害廃棄物処理実行計画を修正する。

火災発生地区の把握 → 焼失棟数調査 → 火災廃棄物発生量の推計

焼失棟数 × 発生原単位(木造:78t/棟、非木造 98t/棟)

3) 一般廃棄物処理施設における処理可能量の推計

一般廃棄物処理施設における処理可能量を推計する。なお、産業廃棄物処理施設については、受入可能な施設に対して、受入可能な量の期間の見通しを確認して処理可能量とする。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、適宜更新）

＜参考資料＞ 一般廃棄物処理施設の処理可能量推計について

【一般廃棄物処理施設】

一般廃棄物焼却施設の処理可能量は、施設の1日あたりの処理能力に年間稼働日数を乗じることで算定される年間処理可能量から、処理実績量を差し引いたものを処理余力として算出する。なお、年間稼働日数は、年間の稼働実績に基づいた場合と、最大稼働日数の場合に分けて設定を行う。

表 6-4-2 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の推計条件

年間処理可能量	処理能力 [t/日] × 年間稼働日数で算出
年間稼働日数	【施設の稼働実績から設定するケース】 2炉運転○日、1炉運転○日
	【最大稼働日数を設定するケース】 最大稼働に数想定値:○日
年間処理余力	年間処理余力(t)=年間処理可能量 [t/年] - 年間実績処理量 [t/年度] ※大規模災害を想定し、3年間で処理した場合の処理可能量(t/3年)も算出

4) 最終処分場の処理可能量の推計

最終処分可能量は、埋立余力を最大限活用する場合の方法により推計するものとする。余力を最大限活用する方法は、図 6-4-3 に示すとおり、残余要領から年間埋立処分量（実績）の 10 年分を差し引くことにより算出する方法である。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、処理完了まで対応）

表 6-4-3 算出条件

埋立処分可能量	$(\text{残余容量} [\text{m}^3/\text{年}] - \text{年間埋立処分量} [\text{m}^3/\text{年}] \times 10 [\text{年}]) \times 1.5 [\text{t}/\text{m}^3]$
---------	--

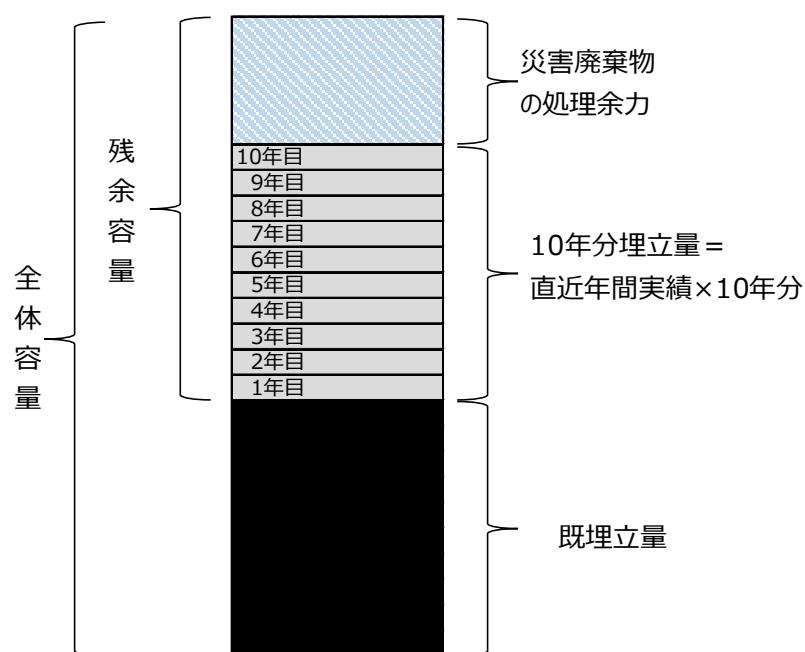


図 6-4-3 一般廃棄物最終処分場の処理余力の評価イメージ

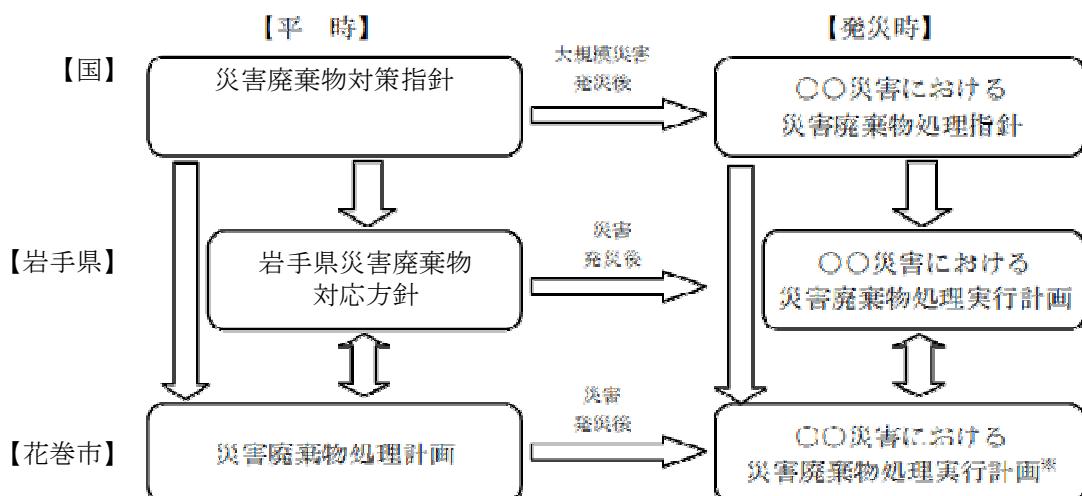
5) 実行計画の作成

災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」と称す）を策定する。

計画策定に際しては、県及び周辺市町村、関係機関との連絡調整を積極的に図るとともに、処理の進捗に伴い、適宜、計画の見直しを行う。以下に、実行計画と災害廃棄物処理計画および県計画等との関係を示す。実行計画は、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として活用する。

発災後、本市は本計画や環境省の災害廃棄物対策指針をもとに、具体的な処理方法等を定める実行計画を作成する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、適宜見直しを行う）



※国庫補助金の申請をする際の添付資料の一つとなる

図 6-4-4 災害廃棄物処理実行計画と本計画等との関係

表 6-4-4 災害廃棄物処理実行計画の構成例

第1章 災害廃棄物処理実行計画について	第4章 災害廃棄物処理の基本方針
1 計画の目的 2 計画の位置づけ 3 処理期間	1 本市、県、国の役割分担 2 基本的な考え方 3 処理体制 4 財源
第2章 被災の状況	第5章 被災家屋等の解体撤去について
1 災害の状況 2 住家被害の状況	1 国庫補助対象 2 公費解体計画 3 公費解体の進捗状況
第3章 災害廃棄物の発生量について	第6章 災害廃棄物の処理方法
1 発生量推計の方法 2 災害廃棄物発生推計量	1 災害廃棄物の処理フロー 2 仮置場の設置・運営 3 処理スケジュール

出典：「平成 28 年熊本地震に係る益城町災害廃棄物処理実行計画（平成 29 年 6 月 益城町）」目次 修正

6) 処理フローの作成

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連のながれで示した処理フローを作成する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、適宜更新）

＜参考資料＞ 处理フローの作成について

【処理フロー策定における留意点】

- 災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。
 - 自区域内の一般廃棄物処理施設で処分しきれない場合は、他の市町村との相互支援協定等に基づき、他の市町村の一般廃棄物処理施設で処分を行う。
 - 市町村の一般廃棄物処理施設で処分できない種類の災害廃棄物は、産業廃棄物処理業者の施設で処分を行う。
 - 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」のフロー図(図 6-4-5)等を参考に、自区域内や近隣の廃棄物処理施設の状況等を踏まえ、処理フローを決定する。
 - 処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定する。

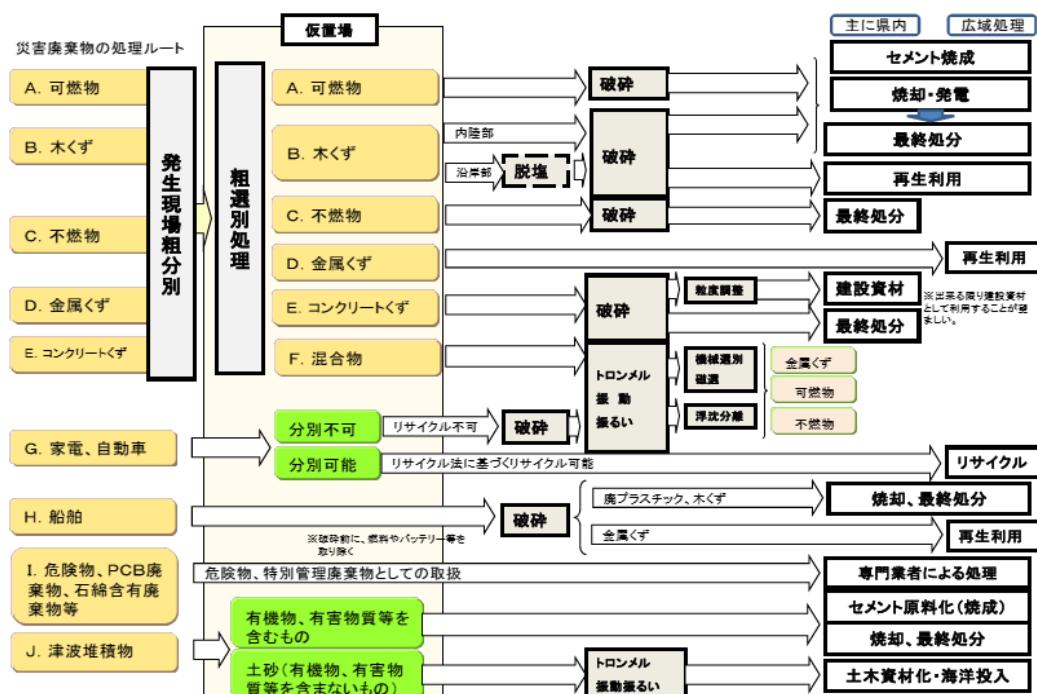


図 6-4-5 災害廃棄物処理の処理フローの作成例

出典：東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月、環境省）

なお、処理フローの運用に際しては、災害廃棄物の処理施設の能力や受入量等を把握するため、仮置場ごとに廃棄物種類別・処理業者別等のフロー図（図 6-4-6）を作成し、全体量の管理を行う。このフロー図を作成することで、災害廃棄物の流れを明瞭に把握するとともに、災害査定の際の説明資料として利用する。

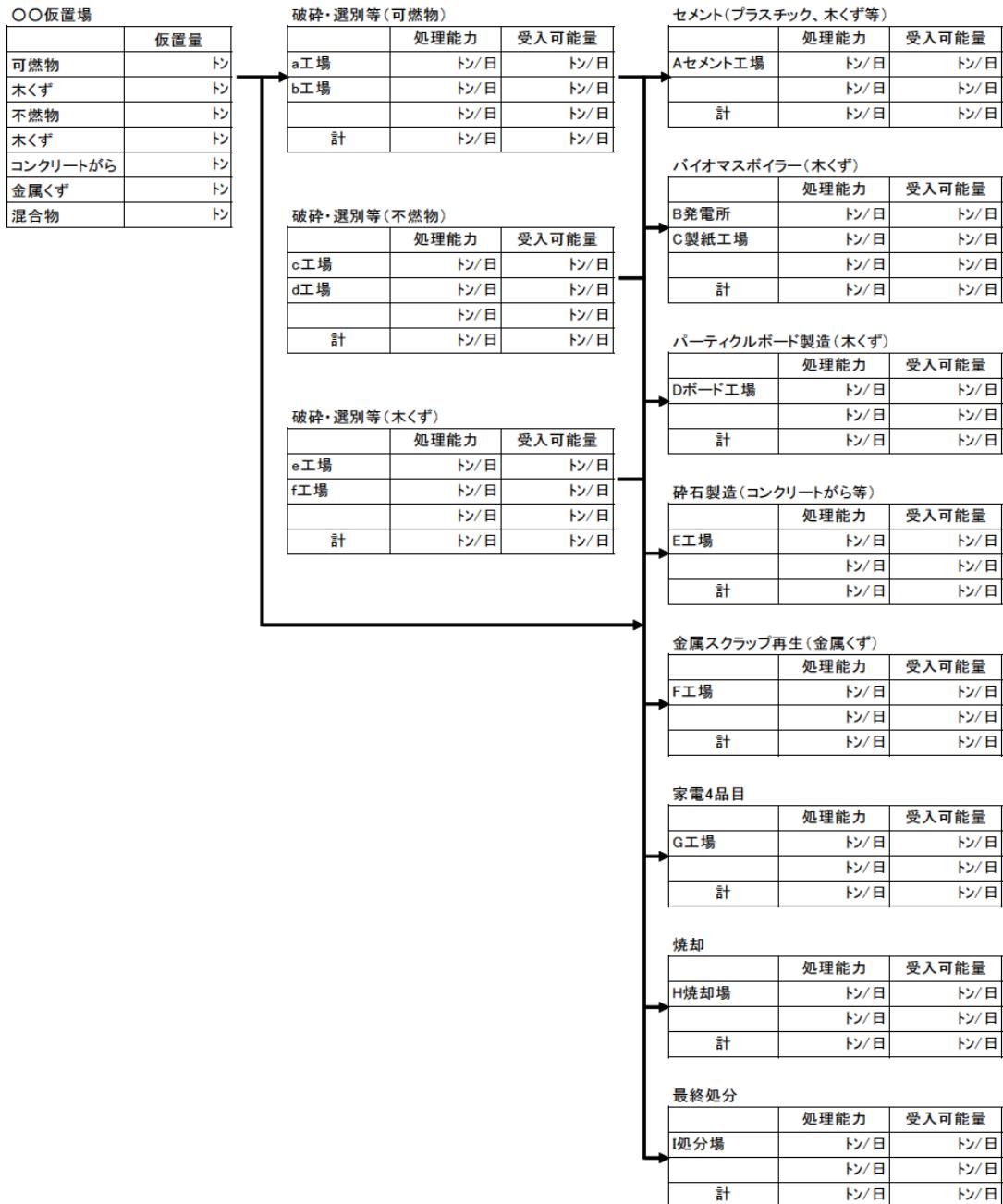


図 6-4-6 廃棄物種類別・処理業者別等のフロー図の作成例

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き－災害発生時の廃棄物関連事務を徹底解説－（平成 29 年 3 月，環境省東北地方環境事務所）

7) 処理スケジュールの検討

災害規模に応じて処理目標期間を定め、目標期間内で処理を完了できるように、災害廃棄物の処理スケジュールを策定する。

災害廃棄物の処理期間は、岩手中部地域に被害が集中し、花巻市が被災する災害や、岩手県が広域的に被災するような大規模災害では、3年程度の処理期間が想定される。

処理スケジュールは、図6-4-7に示す実被害状況及び緊急性の高い業務等を踏まえて決定する。また、災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、処理スケジュールの適宜見直しを行う。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、適宜更新）

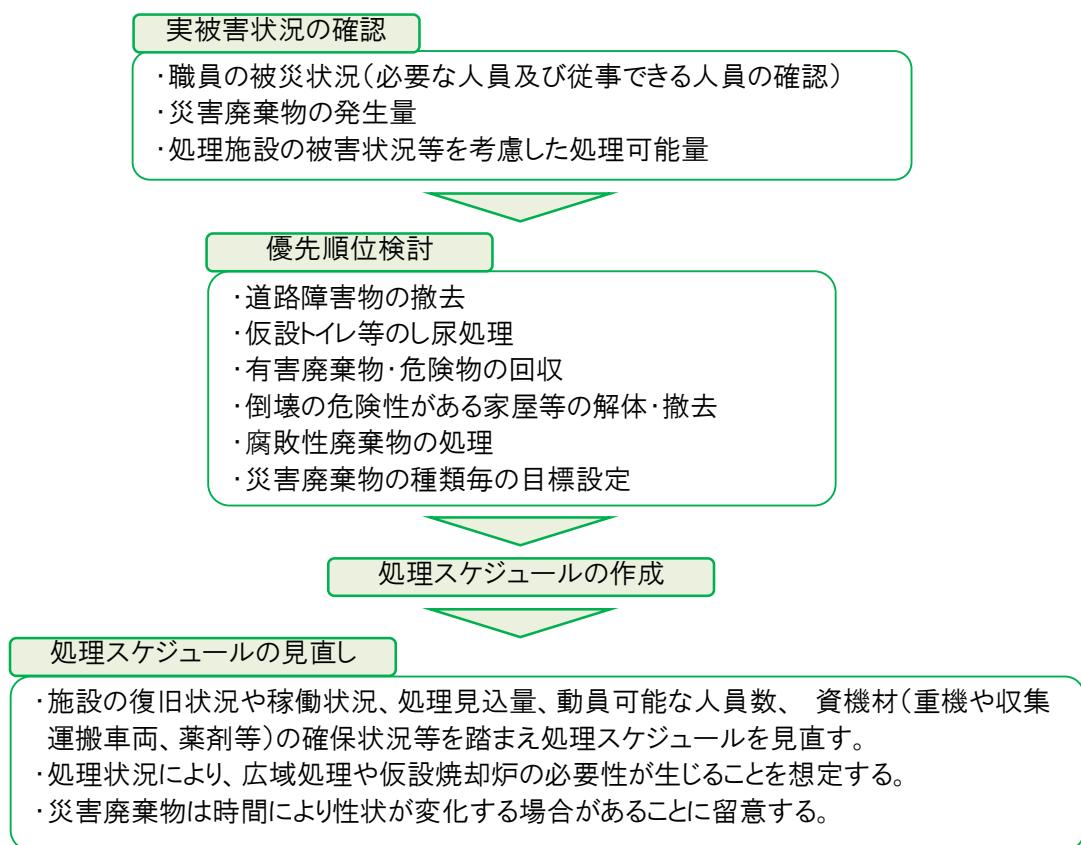


図6-4-7 災害廃棄物処理のスケジュール作成及び見直しのために考慮すべき事項

出典：災害廃棄物対策指針（平成30年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 p2-26, p2-40 修正

(2) 収集運搬

1) 片付けごみ等の回収方法の検討

仮置場への搬入は収集運搬車両が集中する場合が多いいため、交通渋滞に配慮した搬入ルートを設定する。ルート計画の作成においては、できる限り緊急輸送道路を使用することを基本とし、かつ収集運搬車両が交錯しないように一方通行で完結できる計画とする。

なお、災害廃棄物処理では、被災現場から仮置場、処理処分先までの一連の移動過程で、収集運搬が必要となる。収集運搬の方法はダンプトラックを基本に計画するが、一度に大量の輸送が可能な鉄道や船舶の利用についても、災害時には有効な場合があるので利用の可能性について検討する。収集運搬の方法と特徴を表 6-4-5、災害廃棄物用収集運搬車両の例を表 6-4-6 に示す。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 72 時間以内（以降継続的に対応）

表 6-4-5 収集運搬の方法と特徴

収集運搬の手段	メリット	デメリット
トラック（陸上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送の起点と終点に制約が少ない ・比較的容易に調整ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や船舶と比較すると 1 台当たりの輸送量が少ない ・交通渋滞や周辺への配慮が必要
鉄道（陸上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度に大量の輸送が可能 ・渋滞を回避できる ・運搬・到着時間を管理しやすい ・コンテナは密閉性が高く、災害廃棄物の飛散や臭気等を防止できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅からの輸送が別途必要となる ・貨物ターミナル駅の構内に入れる運搬業者が限定される ・輸送の起点と終点に制約がある
船舶（海上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度に大量の輸送が可能 ・渋滞を回避できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に左右される ・港湾からの輸送が別途必要となる ・輸送の起点と終点に制約がある ・港湾施設の復旧に時間を要する場合がある

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成27年2月 岩手県）」

表 6-4-6 災害廃棄物用収集運搬車両の例

概要	イメージ
<p>深あおり式清掃ダンプトラック</p> <p>廃棄物の積み込みは、ボディ後部又は上部から行い、排出は後部扉を開いて排出する。構造は、土砂などを運搬するダンプ車と同じであるが、積載効率を高めるためにボディを深あおりにしたものである。構造が単純であるため、生活ごみ、粗大ごみ、産業廃棄物の収集運搬に幅広く活用されている汎用車である。</p>	
<p>天蓋付き清掃ダンプトラック</p> <p>走行中に廃棄物の飛散や悪臭を防止するために油圧で開閉する天蓋を取り付けたダンプ車である。天蓋の開閉は、約 80 度の半開式とボディ側面まで開く全開式がある。排出は、後部扉を開いて排出する。</p>	
<p>脱着装置付コンテナ自動車</p> <p>トラックの荷台を着脱でき、1台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより、廃棄物の貯留、収集、輸送までをシステム化できる車両である。L型の強力な鋼鉄製のアームにより、自力で荷台の積降ろしを行い、安定した作業能力を持っている。</p>	
<p>床面搬送装置装着車</p> <p>荷台をダンプアップさせず、床面をスライドさせることにより積載物を排出することが可能である。排出時の安定性や安全性に優れており、大容量の輸送に適している。</p>	

出典:災害廃棄物対策指針(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部,平成 30 年 3 月)【技 1-13-1】をもとに作成

2) 収集運搬体制の確保と収集運搬の実施

災害廃棄物の発生状況及び発生量の推計に関する情報に基づき、必要な収集運搬車両台数を算定し、回収方法の検討で設定した計画を遂行できるように民間事業者との協定や周辺の地方公共団体等の協定に基づき必要な運搬車両を手配する。可能な限り早期に収集運搬体制を確立し、廃棄物の収集運搬を実施する。なお、必要な収集運搬車両が調達できない場合は、岩手県への資機材調達及び要員のあっせん要請を行う。

廃棄物の収集にあたっては、医療施設、社会福祉施設及び避難所を優先して行う。

最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保のうえ、ごみ収集が可能になった時点から収集する。また、廃棄物処理施設が被災又は処理能力が不足し処理ができない場合は、近隣市町村の廃棄物処理施設に処理を依頼する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から72時間以内（以降継続的に対応）

（3）撤去

1) 障害物の除去（通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去）

被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物は、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図るものである。

障害物の除去は、所属職員等による障害物除去班が編成され、所属の障害物除去用資機材を使用して行われる。障害物除去用資機材は、あらかじめ関係業者や団体と応援協定を締結するなどして確保しておく。

道路関係障害物は、市本部長及び道路管理者の所轄する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、協力して除去する。河川関係障害物については、河川管理者が関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物の除去を行う。また、港湾関係障害物については、港湾管理者が航空機の運航の障害となるものを優先して除去を行う。

実施者（花巻市）	建設部 道路課
関係機関	岩手県 総務部 総合防災室 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班 保健福祉部 地域福祉課 福祉環境班 農林水産部 漁港漁村課 水産班 国土整備部 道路環境課・河川課 土木班 東北地方整備局岩手河川国道事務所
対応の目安	発災後から6時間以内（以降、継続して実施）

2) 倒壊の危険のある建物の優先解体

ア) 宅地及び建築物の応急危険度判定

地震により宅地及び建築物が被害を受けた場合、その後の余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止する必要がある。「花巻市地域防災計画」に基づき宅地及び建築物が被災したことによる二次災害を防止するため、被害状況調査や危険度の判定、表示等を行う。業務の実施にあたっては、必要に応じ建築技術者の参集を要請する。

危険度の判定が必要な場合には「岩手県災害対策本部総務部総合防災室」ほか関係機関への地震被災建築物応急危険度判定士等の派遣を要請するとともに、判定対象区域、対象建築物の決定等の基準、応急危険度判定士数、判定資機材の調達、判定区域までの移動手段、判定士の宿泊場所等の事項を取り決め、速やかに判定を実施する。技術者派遣については、必要に応じ、県にも支援を要請する。なお、倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。

実施者（花巻市）	建設部 都市政策課 財務部 資産課税課（家屋調査室）
関係機関	岩手県 総務部 総合防災室 国土整備部 都市計画課・建築住宅課 土木班 応急危険度判定士
対応の目安	発災後から 24 時間以内（以降、継続して実施）

イ) 家屋の解体撤去

損壊家屋等の解体は、所有者の責任において実施されるものであり、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外であるが、阪神・淡路大震災及び東日本大震災、熊本地震等の甚大な被害が生じた災害では、家屋の解体費が特例として補助対象となった。損壊家屋等の解体撤去においての留意事項を表 6-4-7 に示す。

損壊家屋等の解体撤去では、個人情報・データの適切な管理、作業に伴う環境負荷の低減、労働安全管理の向上が求められることから、個人情報の保護や環境、安全衛生に留意して作業を実施する。特に、損壊家屋等の解体撤去においては、アスベストの発生が懸念されるため、アスベスト含有建材等の有無の確認が必要となる。アスベストの含有が懸念される建築物等は、解体前に専門業者による事前調査等を行い、アスベストの使用が確認された場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、除去作業を実施する。損壊家屋等は所有者の承諾を得てから撤去するよう努める。損壊家屋等の解体撤去の流れを図 6-4-8 に示す。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 6 時間以内（物件の緊急度に応じて対応）

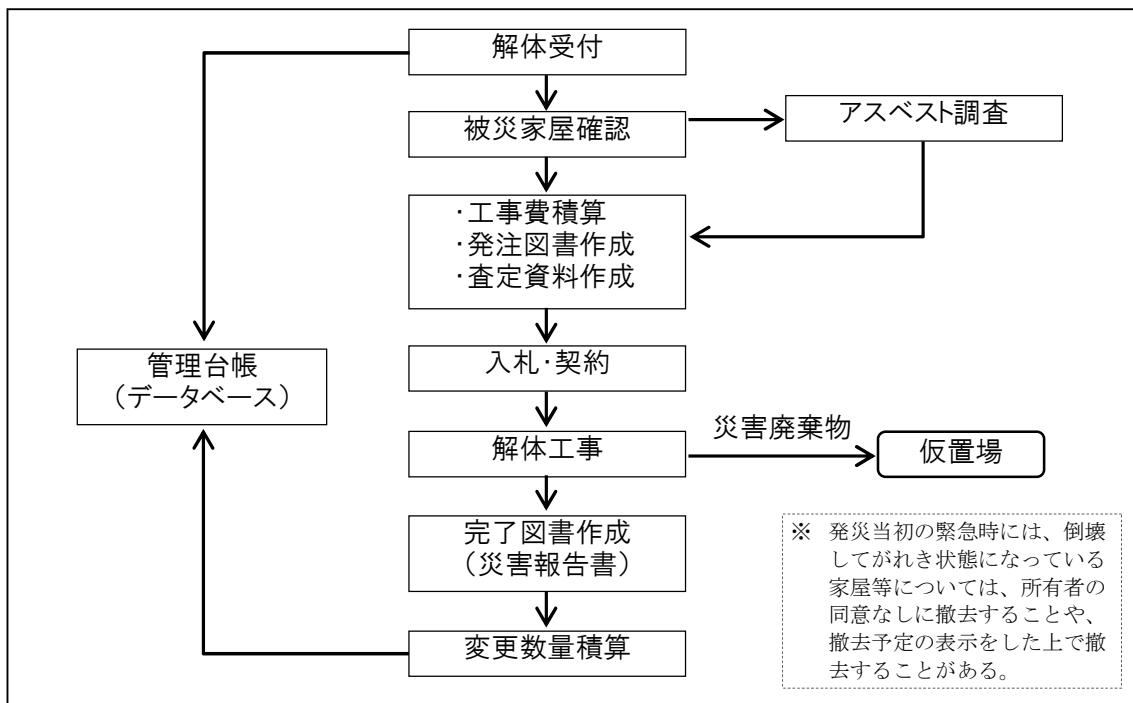


図 6-4-8 損壊家屋等の解体撤去の流れ

表 6-4-7 損壊家屋の解体撤去における留意事項

項目	留意事項
解体受付 建屋確認 管理台帳作成	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明において「全壊または大規模半壊」(所有者個人が居住する住居であれば半壊も対象)と判定された建屋を対象とし、解体申請者の申し出により解体建物を特定する。 ・解体申請受付前に家屋所有者等が解体を実施したものであっても、補助金等の対象となる場合があるため、申請者から解体費用算出までの書類(契約書や写真等)を入手する。 ・受付時に当該建屋の所有者が複数の場合には、トラブル防止のため、可能な限り全ての所有者から同意書等を取得する。この所有権については、申請者が自ら解決した上で申請する。 ・受付時には、損壊家屋特定のための位置や災害査定の金額を算定するうえで必要な各種項目(基礎撤去の有無、地下構造物の有無、構造、階数、建築面積等)のヒアリングを実施する。 ・受付を行った物件についての登記事項証明書(要約書)を添付してもらい(公用申請にて入手)、必要項目の情報把握、突き合わせを実施する。 ・申込みリスト、同意書情報、申込者への電話確認情報をもとに、現地において家屋の目視確認を行い、付属物及び工作物、敷地内災害廃棄物、ライフライン状況の確認及び写真撮影を実施する。 ・現地確認は申請者、本市及び解体業者の三者立会のもと行うよう努め、解体内容について確認し、同意書を作成する。 ・建屋確認で得られた建屋情報及び解体内容について管理台帳を作成する。 ・解体完了後、申請者に確認書の署名をもらう。この際、申請者、本市及び解体支援業者の三者立会のもと行うよう努める。
アスベスト調査	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書物件のうち、堅牢建物区分及び家屋課税台帳の S 造・RC 造の建物を抽出し、現地にてアスベスト含有の可能性を全棟目視確認にて調査を行う。 ・アスベストは屋根瓦、屋根用波板、石膏板、天井用化粧板等に含有している。調査の結果、アスベスト含有の可能性のある物件は、1 棟あたり数個のサンプルを採取する。 ・アスベスト含有が確認された場合は、工事内容にアスベスト対応を記載する。 ・調査にあたっては防塵マスク等の安全対策に万全を期す。
工事費積算 発注図書作成 査定資料作成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省基準にて積算を行うにあたり、常用での実績金額及び他自治体事例等を参考に、適切な工事費を算定するために、項目設定や単価設定を検討する。 ・工事費積算書、管理台帳より発注図書を作成する。 ・補助金申請に必要な査定資料のため、数量及び単価根拠等を整理する。 ・アスベスト調査でアスベスト含有が確認された建物については、その対応についても発注図書に記載する。
入札 契約 解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に従い、入札を実施する。この際、効率的に解体を進めるため、解体を希望するエリアごとに発注を行う。 ・工事の実施にあたっては、できる限り申請者及び本市の立会のもとに実施し、思い出の品等の廃棄については、申請者の意向を確認したうえで工事を実施する。 ・解体工事の契約は申請者、落札者、本市の三者契約とする。

(4) 仮置場の運営・管理

1) 仮置場候補地の選定

仮置場は、発災後すみやかに設置する必要があるため、オープンスペースの利用状況を考慮して平常時に「仮置場候補地」を選定しておき、発災後その中から災害状況に合わせて適切な候補地に仮置場を設置する。

仮置場の選定フローを図 6-4-9 に、仮置場の選定および配置計画にあたってのポイントを表 6-4-8 に示す。必要となる仮置場の種類、規模、箇所数は、発生する災害廃棄物の性状や量により異なるため、災害発生時には被災状況を速やかに把握した上で、関係部局は関係機関と調整し、仮置場候補地やその他利用可能な土地から仮置場の適地の選定を速やかに行う。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課 建設部 道路課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 1 週間以内（以降継続的に対応）

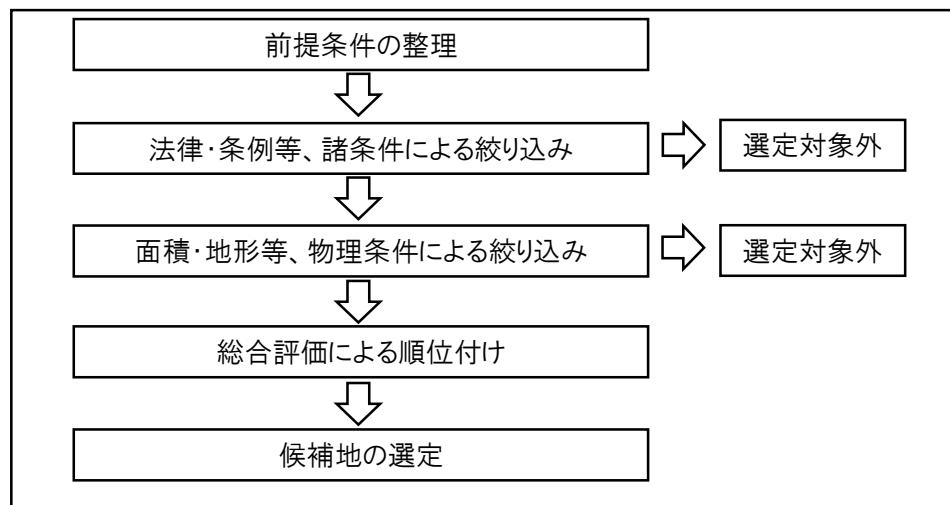


図 6-4-9 仮置場の選定フロー

表 6-4-8 仮置場の選定および配置計画にあたってのポイント

対象	留意点
仮置場全般	<ul style="list-style-type: none"> 候補地は、公園、グラウンド、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（市有地、県有地、国有地等）から選定するものとし、不足する場合は、未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地等も対象とする。 選定は、二次災害や環境への影響が小さい地域であって、応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無を確認するとともに、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所等に優先的に利用されることを考慮する。 「都市計画図」や「建物用途別現況図」を参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。 仮置場の候補地は、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地）から選定する。

2) 受入に関する合意形成

仮置場への受入に関して円滑な合意形成を促すため、以下の取り組みを実施するものとする。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1ヶ月以内（以降継続的に対応）

表 6-4-9 仮置場の選定における合意形成の取組

合意形成 のための取組	○管理者との協議 <ul style="list-style-type: none"> 利用にあたって制約条件等を管理者・所有者等の協議のもと確認し、疑義の解消に努める。
	○仮置場予定地の現状・利用方法の確認 <ul style="list-style-type: none"> 利用前の状況を管理者・所有者立会いの下で確認し、写真等で現状の記録を残す。
	○仮置場開設準備 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を仮置きにより下部の土壤に有害物質等が漏えいし土壤汚染を生じさせる可能性があることも考慮し、可能な限り遮水シート等の汚染漏洩対策を行った上で仮置場として利用する。なお、過去の災害（特に東日本大震災）では対応が困難でそのまま利用した事例がほとんどであった。

3) 仮置場必要面積の算定

仮置場として必要となる土地の面積について災害廃棄物対策指針等を参照して推計する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降継続的に対応）

＜参考資料＞

災害廃棄物対策指針に準拠する場合の必要面積について

【算定手法】

県計画と同様に災害廃棄物対策指針に準拠する場合は、災害廃棄物の容量と積み上げ高さから算定される面積に、車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算して仮置場必要面積を算出する。必要面積の算出条件及び算出方法を表6-4-10に示す。

阪神・淡路大震災の実績では、災害廃棄物の専用面積とほぼ同等か、それ以上の面積が作業スペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は災害廃棄物の容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加えて算定する。

表6-4-10 計算条件及び算出方法

見かけ比重	可燃物(木くず):0.4(t/m ³) 不燃物(コンクリートがら、金属くず、その他(残材)):1.1(t/m ³) 津波堆積物:1.46(t/m ³)
積み上げ高さ	5m
作業スペース割合	100%
処理期間	3年
年間処理量	年間処理量(t)=災害廃棄物発生量(t)÷処理期間
仮置量	仮置量(t)=災害廃棄物発生量(t)-年間処理量(t)
必要面積	必要面積(m ²) =仮置量(t)÷見かけ比重(t/m ³)÷積み上げ高さ(m)×(1+作業スペース割合)

出典：「災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」

技術資料【技1-14-4】例2に準拠

上記の算定方法より、次式を用いて市町で発生する災害廃棄物、津波堆積物を全て集積するのに必要な仮置場の面積を算出する。

$$\text{仮置場必要面積 (m}^2\text{)} = \frac{\text{災害廃棄物量(重量: t)}}{\text{見かけ比重} \times \text{積み上げ高さ: 5 m}} \times (1 + \text{作業スペース割合: 1})$$

＜参考資料＞

災害廃棄物を一箇所あたり 5,000m² となるように仮置きする場合の必要面積について

災害廃棄物対策指針以外の推計方法として、東日本大震災の岩手県内で用いられたの実績のある四角錐台状に仮置きした場合に必要となる必要面積を参考として示す。

【算定手法】

対象となる災害廃棄物を仮置場に搬入し、四角錐台状に仮置きする。必要面積の算出条件を表 6-4-11 に、サイズ区分ごとの面積及び仮置き容量を表 6-4-12 に示した。また、仮置きの模式図を図 6-4-10 に示す。

災害廃棄物を 1 箇所当たり 5,000m² (サイズ区分 A) となるように仮置きすることを基本とし、容量が少ない場合には 4,000~200 m² (サイズ区分 B~G) となるように仮置きすることとして算出する。

なお、上記で算定される必要面積は、災害廃棄物のみの占用面積を算出したものであり、実際には粗破碎・粗分別を行う作業スペースが必要となる。一方で、搬入された災害廃棄物は順次二次仮置場に搬出されるため、上記必要面積は最大時の必要面積である。

表 6-4-11 算出条件

高さ ^{※1}	5m	
法面勾配 ^{※2}	1:1.0	
余裕幅 ^{※3}	5m	
災害廃棄物の底面積	基本 ^{※4}	5,000m ²
	少量の場合 ^{※5}	4,000~200m ²
占用面積 (余裕幅を含む底面積)	基本	6,514m ²
	少量の場合	5,365~583m ²
仮置き容量 ^{※6}	仮置き容量(m ³) $= (a^2 + b^2) \times \text{高さ} \times 1/2$	
災害廃棄物の比重 ^{※7}	1.0 t/m ³	

※1「仮置場の設置と留意事項(第一報)(平成 23 年 4 月 国立環境研究所)」p.3

※2 東日本大震災の岩手県内における測量結果より、一時的に災害廃棄物を仮置きする場合を想定

※3 ダンプトラックによる搬入出や発火時の消火活動・延焼防止等を考慮

※4 東日本大震災の岩手県内における測量結果に基づく、混合廃棄物の底面積の平均値

※5 底面積が 100m² 以下になると図 6-4-11 に示す立体を構成できないため、200m² を下限とした。

※6 図 6-4-10 参照

※7 東日本大震災の岩手県内における測量結果

表 6-4-12 類型ごとの面積及び仮置き容量

災害廃棄物の底面積(m ²)	仮置き容量(m ³)	占用面積(m ²)	サイズ区分
5,000	21,714	6,514	A
4,000	17,088	5,365	B
3,000	12,511	4,195	C
2,000	8,014	2,994	D
1,000	3,669	1,732	E
500	1,632	1,047	F
200	543	583	G

表 6-4-13 算出方法

災害廃棄物発生量	災害廃棄物発生量(m^3) = 災害廃棄物発生量(t) ÷ 比重(t/ m^3)
サイズ区分 A の 必要箇所数 [*]	サイズ区分 A の箇所数 = 災害廃棄物発生量(m^3) ÷ サイズ区分 A の仮置き容量(m^3)
余りの災害廃棄物量	余りの災害廃棄物量(m^3) = 災害廃棄物発生量(m^3) - サイズ区分 A の総仮置き容量(m^3)
類型の決定	表 1-4-11 より、余りの災害廃棄物量を仮置きできる最小の類型 (余りの災害廃棄物量や災害廃棄物発生量が少なく、 $543m^3$ に満たない場合は、すべて類型 G とする)
必要面積	必要面積(m^2) = サイズ区分 A の総占用面積(m^2) + 上記類型の占用面積(m^2)

^{*}整数とするため、切り捨てて算出

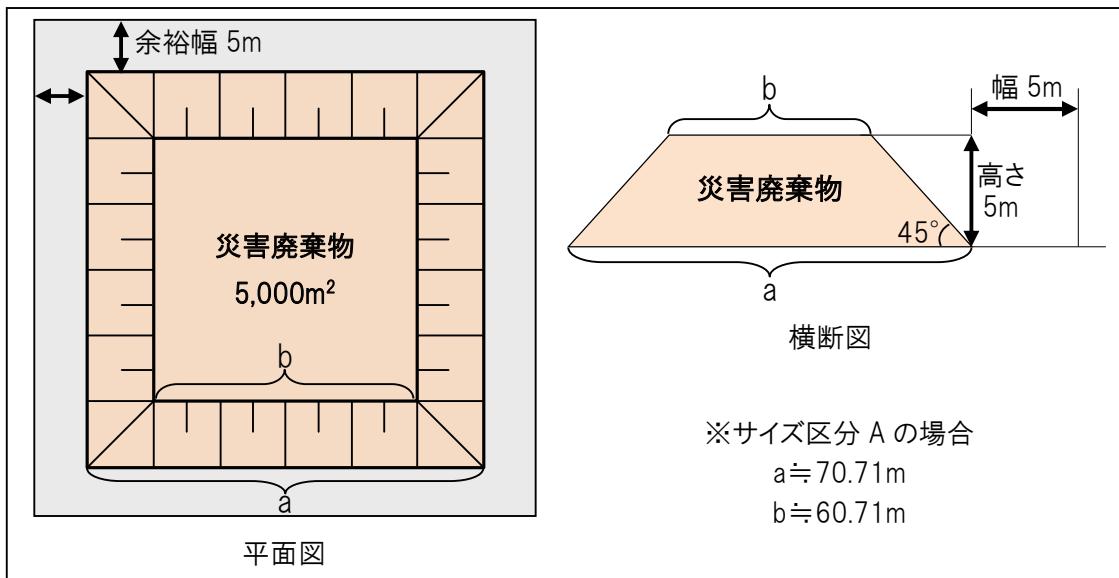


図 6-4-10 仮置きの模式図

4) 仮置場の確保、設置、運営・管理（火災防止、飛散・漏水対策等）

市民生活への支障を防止し、安全に仮置場を運営管理するために、次頁の留意事項を踏まえ業務を行う。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 1 ヶ月以内（以降継続的に対応）

【一次仮置場の確保、設置】

一次仮置場は、被災場所から搬入された災害廃棄物を仮置きした後、粗破碎、粗選別により、可燃物系混合、不燃物系混合、コンクリートがら、金属くず、柱角材等に分別した後、二次仮置場へ搬出する場所である。

一次仮置場について、災害廃棄物発生量の推計値を基に必要面積を算出し、被災状況等を確認のうえ、事前に抽出していた候補地から設置場所を選定する。選定にあたっては、候補地を管理する部局との調整を図る。なお、土壤汚染対策として、設置する前に遮水シートや鉄板の敷設等を行うことを基本とする。

一次仮置場への集積開始後は、処理施設等へ速やかに搬出するため、担当部局は搬出先（資源化、中間処理、最終処分、二次仮置場）との調整を事前に図る。

表 6-4-14 一次仮置場の設置のポイント

役割・特徴	
・車両通行路の確保、被災者の生活環境の確保や復旧のため、道路等の散乱物や被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、二次仮置場の適切な設営を補助する。	
・災害廃棄物の処理を行うまでの保管と、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、重機を使用した前処理（粗分別）の機能を持つ。	
規模	中～大
主な稼働設備	運搬車両、バックホウ等の重機（つかみ機や磁選機等のアタッチメント装着機を含む）
一次仮置場選定・配置計画のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去現場からの搬入や二次仮置場等への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口を設定する。 災害廃棄物の搬入・搬出車両や、作業用重機の通行が比較的容易な道路を設ける。 	

【一次仮置場の運営・管理】

仮置場の運営・管理は、表 6-4-15 に示す方針に則って行う。仮置場の運営・管理に際しては、建設業界・廃棄物処理業界等の民間業者に資機材の提供を要請するほか、仮置場の周辺状況に応じて、火災防止・環境対策・衛生面に留意して、必要な対策を行う。

表 6-4-15 一次仮置場の運営・管理方針

運営・管理方針
・市民の持ち込みごみは原則として、発災後に住民用ごみ集積所に受け入れるが、一次仮置場への住民の直接搬入は行わない。
・損壊家屋等の災害廃棄物は、発災現場で可能な限り分別を行い搬入する。（木質系、コンクリートがら、金属くず、混合廃棄物）
・搬入された災害廃棄物は、柱角材、コンクリートがら、金属くずを抜き出し、可燃系混合物（木くず等）及び不燃系混合物に分別する。
・個別に民間の再資源化施設や処理施設で処理を行う自動車、家電、タイヤ、有害・危険物等は分別し、搬出まで一時保管を行う。

表 6-4-16 仮置場運営・管理に関する留意事項

区分	留意事項	備考
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ■散水の実施 ■仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置 ■フレコンバッグによる保管 	■港湾地域など風が強い場所に仮置場を設置する場合及び、飛散するおそれのある廃棄物を保管する場合
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ■腐敗性の廃棄物を多量堆積、長期保管することは避け、先行処理(撤去) ■消臭剤・防虫剤等の散布 	■水害等により発生した廃棄物は腐敗や害虫の発生が進む可能性もあることに注意が必要
汚水の土壤浸透防止	<ul style="list-style-type: none"> ■災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置 ■排水溝及び排水処理設備等の設置を検討 ■仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水の発生が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壤汚染防止対策の実施 	■汚水の土壤浸透による公共の水域及び地下水の汚染、土壤汚染等のリスクに注意が必要
発火・火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ■畳や木くず、可燃混合物を多量に堆積して、長期保管することは極力回避 ■可燃混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通して、1週間に1度程度モニタリングを実施 	■散水により、微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要
火災を受けた災害廃棄物の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■被災現場において火災を受けた災害廃棄物は、速やかな処理を実施 ■処理までに期間を要する場合、適正処理の観点から、通常の災害廃棄物と分けて保管 	■火災を受けた災害廃棄物は、可燃物、不燃物、リサイクル可能なものなど分別が困難なことが想定される

(注)再生資材は、用途に適合した品質基準を満足できなければ、災害廃棄物のままであり、ストックヤードに仮置きが必要である。このストックヤードも返還時には土壤汚染調査の対象となる事に留意する必要がある。

出典:「災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」
技術資料【技1-14-7】加筆修正

【盗難対策、不法投棄対策】

仮置場においては、有価性のある金属スクラップの盗難や不法投棄を防止するために以下の対策や管理を実施する。

表 6-4-17 仮置場における盗難、不法投棄対策

対策メニュー		実施方法・内容
盗難・侵入防止対策	仮囲、門扉の設置	仮置場周辺をバリケード等で囲い、施錠式の門扉を設置する
	人感センサの設置	赤外線等の人感センサを配置し、ランプ、警報機の作動システムや、管理者への通報システムを導入する
	監視カメラ設置	夜間でも監視可能なカメラを設置し、仮置場の状況を記録する
運営管理対策	専用保管場所設置	有価性のある廃棄物を安全に管理できる専用保管場所を設置する
	パトロールの実施	休日や夜間のパトロールを実施する
	入退場ルールの厳守	入退場時の記帳、重量計測などルールを厳守させ、不正侵入を防止する
	関係者との連携	搬入・搬出事業者と連携し、搬入・搬出の厳重な管理方法を検討する。

(5) 二次災害の防止のための環境対策、モニタリング、火災対策

1) 環境モニタリングの実施

仮置場の設置、仮設処理施設の運営、廃棄物の運搬等、災害廃棄物の処理過程に起因する市民の生活環境への支障を防止するため環境モニタリングを実施する。環境モニタリングでは災害廃棄物の処理に伴う大気質、騒音・振動、土壤、臭気、水質、火災等の環境への影響を監視するとともに、環境保全対策の効果を検証し、さらなる対策の必要性を検討する。

なお、環境モニタリングは本市が管理等を開始する段階から実施するものとし、災害初動時の人命救助・捜索、緊急道路の啓開等の緊急時の対応の場合は除くものとする。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降継続的に対応）

＜参考資料＞ 環境モニタリング項目と調査の考え方について

環境モニタリング項目と調査の考え方を以下に示す。なお、災害廃棄物処理の作業ヤードが住民の生活場所に近接する近距離の場合や、由来不明な災害廃棄物を多く取り扱う可能性がある場合は調査頻度を増やす等、現場状況に応じた環境モニタリング方法を検討する。

表 6-4-18 環境モニタリング項目と調査の考え方(その1)

環境項目	実施場所	調査項目	調査頻度等の考え方
大気質	仮置場 作業ヤード敷地境界	粉じん(一般粉じん)、 浮遊粒子状物質	<ul style="list-style-type: none">仮置場における作業内容、敷地周囲の状況等を考慮して頻度を設定して実施
		アスベスト (特定粉じん)	<ul style="list-style-type: none">仮置場における保管廃棄物、作業内容、敷地周囲の状況等を考慮して頻度、方法等を設定して実施
	解体・撤去現場	<ul style="list-style-type: none">アスベストの使用が確認された建築物の解体の際には、大気汚染防止法等で規定された方法や頻度に基づいて適切に実施	
	廃棄物運搬経路 (既設の最終処分場への搬出入経路も含む)	浮遊粒子状物質 (必要に応じて、窒素酸化物等も実施)	<ul style="list-style-type: none">仮置場への搬出入道路、最終処分場への搬出入道路の沿道を対象として、道路状況、沿道の環境等を考慮して、調査地点、調査頻度を設定して実施

表 6-4-19 環境モニタリング項目と調査の考え方(その2)

環境項目	実施場所	調査項目	調査頻度等の考え方
騒音・振動	仮置場 (敷地境界)	騒音レベル 振動レベル	・仮置場内の施設等の配置状況、作業内容、周囲の状況等を考慮して、敷地境界のうち適切な調査地点、調査頻度を設定して実施
	廃棄物運搬経路 (既設の最終処分場への搬出経路も含む)		・仮置場への搬出入道路、最終処分場への搬出入道路の沿道を対象として道路状況、沿道の環境、運搬頻度、運搬スケジュール、交通量等を考慮して調査地点、調査頻度を設定して実施
土壤等	仮置場内	有害物質等	・仮置場として利用している土地の原状復帰に用いるため、災害廃棄物の撤去後に実施 ・仮置場内における施設配置や作業ヤードの状況、排水溝の位置や雨水・汚染水の染み込みの可能性等を考慮して実施 ・調査方法や調査内容等は災害廃棄物処理における東日本大震災の通知等を参考に実施 ・可能な限り、仮置場として使用する直前の状況を把握(写真撮影、土壤採取等)
臭気	仮置場 (敷地境界)	特定悪臭物質濃度、臭気指数等	・仮置場内の施設等の配置、廃棄物保管場所の位置等、周辺の状況を考慮して敷地境界のうちの適切な調査地点と調査頻度を設定して実施
水質	仮置場 (水処理施設の排水)	排水基準項目等	・仮置場の排水や雨水を対象として、施設からの排水量に応じて水質汚濁防止法等の調査方法、頻度等を参考に実施
	仮置場近傍の公共用水域(必要に応じて実施)	環境基準項目等	・仮置場近傍の河川や海域を対象として、利用状況等を考慮して調査地点、調査頻度を設定して実施
	仮置場近傍の地下水(必要に応じて実施)		・仮置場近傍地域の地下水を対象として、利用状況等を考慮して、調査地点(既存井戸等)、調査頻度を設定して実施

表 6-4-20 環境モニタリング項目と調査の考え方(その3)

環境項目	実施場所	調査項目	調査頻度等の考え方
その他	仮置場 保管廃棄物の山(火災防止)	目視観察 (踏査)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内の保管廃棄物(主として、混合廃棄物)の山を対象として1日に1回程度、目視により湯気等の排出状況、臭気の有無等を確認 <p>※臭気の確認には、有害ガスが発生しているおそれがあることに留意し、開放されたエリアにおいて臭気確認を行う</p>
		廃棄物温度	<ul style="list-style-type: none"> ・放射温度計や赤外線カメラによる廃棄物表面温度の測定(1日1回程度、1山に数カ所測定) ・温度計(熱電対式)による廃棄物内部温度の測定(1日1回程度、1山に数カ所測定) ・測定場所は湯気等の排出状況等を考慮して実施 <p>※夏季のように周辺の外気温が高い場合には、正確な測定ができないため、測定時間等に配慮する</p>
		可燃性ガス・ 有害ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・保管廃棄物の山から白煙・湯気等が発生している場合には、メタンガス、硫化水素、一酸化炭素等の可燃ガスや有害ガスの有無を1日1回程度、複数箇所において確認 <p>※測定場所は湯気等の排出状況や臭気の発生状況等を考慮する</p>

2) 悪臭及び害虫防止対策

災害廃棄物の処理の過程で生じる悪臭や害虫の発生に対して以下の対策を講じることで住民の生活上の支障を防止する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降継続的に対応）

表 6-4-21 災害廃棄物処理において実施する悪臭及び害虫対策対策

悪臭及び害虫防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 脱臭剤、防虫剤の散布 保管廃棄物へのシート[*]掛けの実施 ※廃棄物の蓄熱火災を発生させない素材、方法による実施 ・悪臭に係る環境モニタリングの実施
------------	---

3) 火災対策

仮置き中の可燃ごみ災害廃棄物が発酵により高温状態となり、自然発火することで火災が生じることのないように、以下の対策を講じるものとする。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降継続的に対応）

表 6-4-22 災害廃棄物処理において実施する火災対策

火災対策	<ul style="list-style-type: none"> ガスボンベ、ライター、ガソリン、灯油、タイヤ等、発火源としてのバッテリー、電池（特にリチウム電池）及びこれらを搭載する小型家電製品等と可燃性廃棄物との分離保管 腐敗性が高く、ガス等が発生したり、高温になる可能性のある畳や水産系廃棄物等の混在を避けるため別途保管する 可燃性廃棄物（混合廃棄物）を仮置きする際、積み上げ高さは5m以下 積み上げた廃棄物の上で作業する場合は、毎日場所を変えて、蓄熱を誘発する同一場所での圧密を避け、長期間の保管が必要な場合は定期的に切り返しを行う等長期間放置しない 嫌気状態で発生するガスを放出するためのガス抜き管の設置
------	--

(6) 有害廃棄物・危険物対策

1) 有害廃棄物、危険物への配慮

発災により市町で所有する有害物質や危険物等が、漏えいや拡散しないように、保管状況を確認する。保管場所や保管容器の破損が確認された場合は、直ちに市消防本部、消防機関等に通報するとともに、周辺に影響を及ぼさないように応急的な措置を講じ、適切な対応をはかるものとする。

実施者（花巻市）	消防本部 総務課、警防課、予防課、通信指令課、 花巻中央消防署、花巻北消防署 市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 総務部 総合防災室 総務班 公安部 警備課・地域課 警察班 保健福祉部 健康国保課 保健医療班 各施設管理者
対応の目安	発災後から6時間以内（以降、事案ごとに個別に対応）

表 6-4-23 危険物施設の対象物

区分	対象物
危険物施設	火薬類
	高圧ガス
	毒物・劇物

2) 所在・発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全確保

有害廃棄物や爆発等の危険性ため取扱いが困難な一般廃棄物に該当するものは本市で対応するものとし、専門業者へ回収を依頼し、処理を進める。なお、処理困難物のうち産業廃棄物に該当するものは、災害時においても事業者の責任において処理することが原則であるため、排出者の責任において処理することを依頼する。なお、有害物質の種類と収集・処理の方法を表 6-4-25 に示す。

実施者（花巻市）	消防本部 総務課、警防課、予防課、通信指令課、 花巻中央消防署、花巻北消防署 市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 総務部 総合防災室 総務班 公安部 警備課・地域課 警察班 保健福祉部 健康国保課 保健医療班 各施設管理者
対応の目安	発災後から 6 時間以内（以降、事案ごとに個別に対応）

表 6-4-24 有害物質の種類及び収集・処理の方法

区分	項目	収集方法	処理方法
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ		焼却
	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
	ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
	カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
	アスベスト（飛散性） アスベスト含有物（非飛散性）	建物の解体・撤去時に除去	埋立処分、溶融による無害化処理
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴を開けずに燃えないごみとして排出	破碎
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル
感染性廃棄物	使用済み注射器針、 使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

出典：災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 30 年 3 月）【技 1-20-15】

3) PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収

周辺環境を汚染や住民の健康被害が懸念される PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの有害物質については、可能な限り早急に回収できるように優先的な回収作業を進める。

実施者（花巻市）	消防本部 総務課、警防課、予防課、通信指令課、 花巻中央消防署、花巻北消防署 市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 総務部 総合防災室 総務班 公安部 警備課・地域課 警察班 保健福祉部 健康国保課 保健医療班 各施設管理者
対応の目安	発災後から 6 時間以内（以降、事案ごとに個別に対応）

表 6-4-25 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの有害物質等の回収時の留意事項（その 1）

対象物	回収時の留意事項
PCB 含有機器（ランス、コンデンサー等）、PCB 汚染物	<ul style="list-style-type: none"> 東北電力株式会社の所有物と確認されたものは、仮置場に搬入せず、それぞれの電力会社に回収・処理を依頼する。 保護眼鏡、呼吸用保護具、保護手袋等を着用し、流出した PCB 廃棄物については、吸着マット、吸収材、ウエス等に吸収させ、又はウエス等で拭き取り、密閉できる容器に回収する。 破損・漏れのある機器については、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシート等で機器全体を包装するなど、漏洩防止措置を講じた上で運搬する。
有機溶剤（シンナー、塗料、トリクロロエチレン、エタノール、ベンゼン、アセトン等）	<ul style="list-style-type: none"> 内容物を示すラベル等の表示が剥がれないよう注意する。 容器に破損の有る場合、もしくは容器のふたがない場合は、運搬・保管時に漏洩しないよう他の容器、袋に入れる等の漏洩防止措置を講じる。ただし、種類の異なるものを混合しないよう注意する。 他の容器に移し替えた場合は、容器に内容物を表示する。 容器に破損がなく、ふたがついている場合は、そのまま回収する。 雨水が混入する可能性がある場合は、ブルーシート等で覆う。 飛散、流出のないよう容器の破損、転倒に注意し、ドラム缶等に密閉して運搬する。 重量物等により容器を破損しないよう、積荷を行う。
フロンガス、アンモニアガス注入機器	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に散乱して破損によりフロンガス、アンモニアガスが抜けていると想定される冷凍空調機器は、仮置場に運搬する。 屋外に散乱していてフロンガス、アンモニアガスが封入されたままの冷凍空調機器や、建物内の冷凍空調機器は、関係団体と相談の上、取扱い専門業者に回収処理を依頼する。 現場に散乱して破損によりフロンガス、アンモニアガスが抜けていると想定される冷凍空調機器は、転倒等による破損を防ぐため、衝撃を与えないように運搬する。
油類（ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油等）	<ul style="list-style-type: none"> 成分が分からぬものを混ぜると、引火点が下がる恐れがあるため、内容物は混ぜないようにする。 内容物に関するラベル等の表示が剥がれないよう注意する。 容器が破損している場合、もしくは容器のふたがない場合は、運搬・保管時に漏洩しないよう、他の容器に入れる等の漏洩防止措置を講じる。容器は、引火性や揮発性等の性状に応じて火災などの危険の無いよう消防法で定められているため、他の容器に入れる場合は同じ素材のものとする。 他の容器に移し替えた場合は、容器に内容物を表示する。 重量物等により容器を破損しないよう、積荷を行う。

表 6-4-26 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの有害物質等の回収時の留意事項（その2）

対象物	回収時の留意事項
薬品類農薬 (殺虫剤、殺菌剤、枯草剤)、毒物・劇物等	<ul style="list-style-type: none"> 内容物を示すラベル等の表示が剥がれないよう注意する。 容器に破損の有る場合、もしくは容器のふたがない場合は、運搬・保管時に漏洩しないよう他の容器、袋に入れる等の漏洩防止措置を講じる。ただし、種類の異なるものを混合しないよう注意する。 毒物・劇物の種類によっては、有害ガスが発生するものがあるため、マスクを着用する。 ドラム缶等の容器に移し替えた場合は、容器に内容物を表示する。 容器内に残っている農薬は誤用、誤飲、誤食などを避けるため他の容器に移し替えないようにする。 容器に破損がなく、ふたがついている場合は、そのまま回収する。 飛散、流出のないよう容器の破損、転倒に注意し、ドラム缶等に密閉して運搬する。 毒物・劇物の場合は、毒物及び劇物取締法にもとづく対応が必要であり、運搬時の表示等が必要となる場合がある。
アスベスト(飛散性) アスベスト含有物(非飛散性)	<ul style="list-style-type: none"> 飛散性アスベスト: 散水等の飛散防止措置を行い、二重梱包を基本としてプラスチックバッグや堅牢な容器等に詰め、散乱しないようにする。 非飛散性アスベスト: アスベストが飛散しないよう、原則、破碎しない。プラスチック袋やフレコンバック等に詰める。 運搬時にフレコンバック等からのアスベストの飛散が生じないよう、運搬前に十分に点検する。
CCA処理木材	<ul style="list-style-type: none"> 分離・分別が困難な場合、CCAが注入されている可能性がある部分もすべてCCA処理木材として回収する。
石膏ボード(カドミウム、砒素含有を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 砒素、カドミウム、アスベストを含有した石膏ボードは、原則他の石膏ボードと分別して仮置場へ搬入する。 飛散の恐れがあるため、フレコンバック等に梱包し運搬する。
ガスボンベ(LPガス、高圧ガス等)	<ul style="list-style-type: none"> アセチレンガスボンベ、酸素ガスボンベ等、LPガス以外の高圧ガスボンベは、ガスの種類ごとに分別し、関係団体と相談の上、取扱専門業者に回収処理を依頼する。 転倒等によるガス漏洩を防ぐため、衝撃を与えないように運搬する。
消火器	<ul style="list-style-type: none"> 安全栓の有無を確認し、中身が漏れている場合は、周辺への漏洩を防止するため袋に入れる。 安全栓のない消火器は、飛散・漏洩しないよう上下レバー間のストッパーを立てて粘着テープで固定する。 消火器の収集運搬の際は、中身が噴射しないよう転倒防止措置等を講じる。
蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> 破損の恐れがあるため、可能な限りドラム缶や段ボール等に入れる等の措置を講じる。 破損を避けるため、可能な限りドラム缶や段ボール等に入れて運搬する。

(7) 分別・処理・再資源化・最終処分

1) 既存施設を活用した分別・処理・再資源化・最終処分

ア) 分別・処理

被害が小規模で花巻市の施設で処理ができる場合は、市の処理施設に応じた災害廃棄物の分別を行う。被害が大規模であり、他市町村や民間団体、県外処理等の広域処理を行う場合は、受入先の品目に応じた分別を行う必要があり、分別品目について事前に確認した上で、分別作業の詳細を決定する。想定される一次仮置場の分別内容を図 6-4-11 に示す。市内の既存の廃棄物処理施設が稼働可能な場合、これらの施設を最大限活用して災害廃棄物の処理を進める。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、処理完了まで対応）

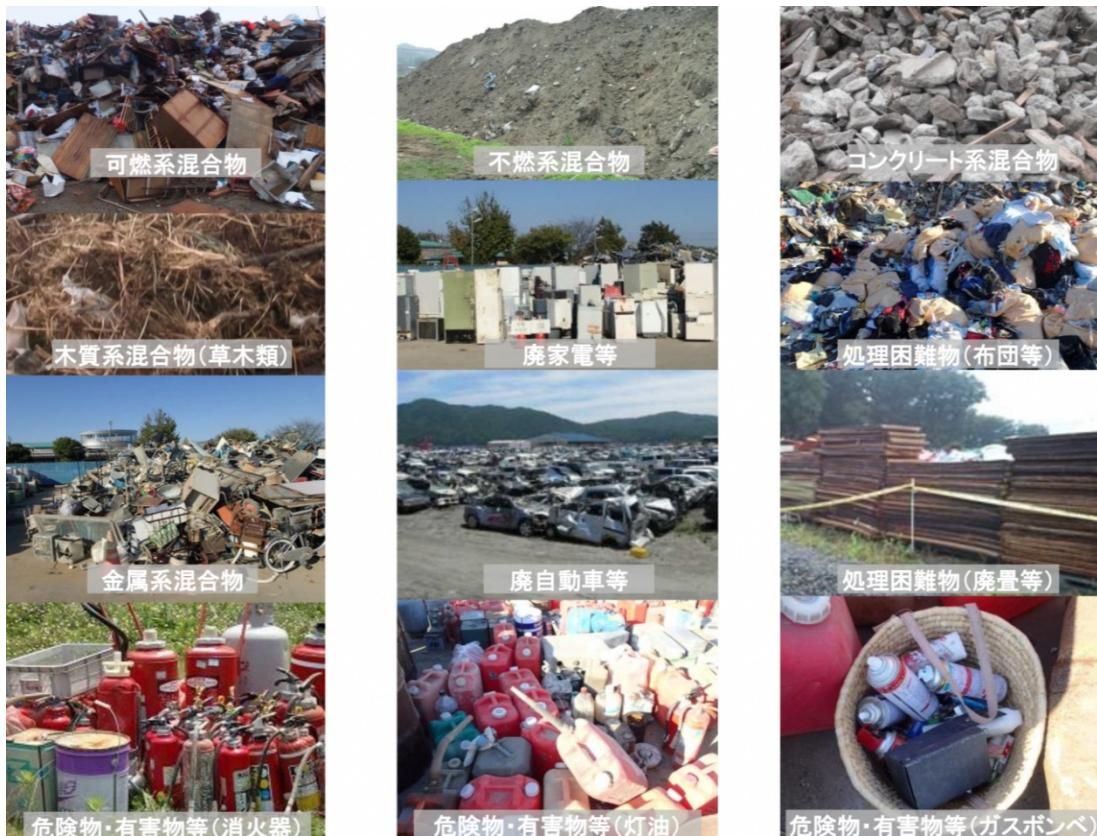


図 6-4-11 一次仮置場の分別例

出典：災害廃棄物の分別（平成 29 年 7 月）環境省

イ) 再資源化

災害廃棄物の種類に応じた再資源化を行い、可能な限り廃棄物を再資源化する。なお、再資源化にあたっては、「災害廃棄物から再生された復興資材の有効活用ガイドライン（平成26年9月）公益社団法人地盤工学会」等を参照するとともに、処理過程では、腐敗性や発火の危険性等ある廃棄物は適正に処分して、生活環境や安全性にも配慮しながら早期処理に努める。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、処理完了まで対応）

表 6-4-27 再生資材の種類と利用用途等

災害廃棄物	再生資材	利用用途等
木質系廃棄物（柱材・角材） 	木質チップやペレット 	木質チップ類／バイオマス ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料（燃料）等
コンクリートがら 	再生碎石 	再生資材（建設資材等） ・防潮堤材料 ・道路路盤材など
金属系廃棄物（金属くず） 	金属 	金属くず ・製鍊や金属回収による再資源化 リサイクル業者への売却等 自動車や家電等の大物金属くずは含まず。
不燃系廃棄物※ 	セメント資源 	・セメント原料 焼却後の灰や不燃物等は、セメント工場でセメント原料として活用する。
津波堆積物 	土砂 	再生資材（建設資材等） ・盛土材（嵩上げ） ・農地基盤材など

※分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物

ウ) 最終処分

再資源化できない残さを、廃棄物の種類に応じて適正処分する。市内の最終処分場で埋立できない有害物は県を通じて受入可能な処理施設を照会し、処分先を確保する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、処理完了まで対応）

2) 仮設処理施設の必要性検討

既存の処理施設のみでは、目標期間内での処理が完了できない場合、仮設の処理施設を設けて処理を進めるが、仮設処理施設の必要性について見通しをたてるものとする。災害時において仮設処理施設を迅速に設置するために廃棄物処理法の一部が改正され特例措置が認められるようになったので、特例措置を活用も検討する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降、処理完了まで対応）

＜参考資料＞ 廃棄物処理法の一部改正による特例措置について

- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化する。
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

3) 広域処理

推計した災害廃棄物発生量、災害廃棄物の処理能力に基づき、策定した処理スケジュール内で災害廃棄物の処理を完了できるように、県内広域処理、県外も含めた広域処理等による処理方法を検討し、実現可能な広域処理を実施する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降継続的に対応）

＜参考資料＞ 広域処理のながれについて

【県内広域処理体制の構築】

災害廃棄物は市内で処理することを基本とするが、大規模災害により花巻市内での処理が困難な場合、岩手県に岩手県内他市町村への災害廃棄物処理応援要請を行う。



図 6-4-12 県内広域処理調整のながれ

【県外広域処理体制の構築】

花巻市で発生した災害廃棄物が、県内で処理が困難な場合は、岩手県が協定を結んでいる他県他都市と処理の協力を調整する他、岩手県から国へ広域処理先の確保を要請することとなっている。

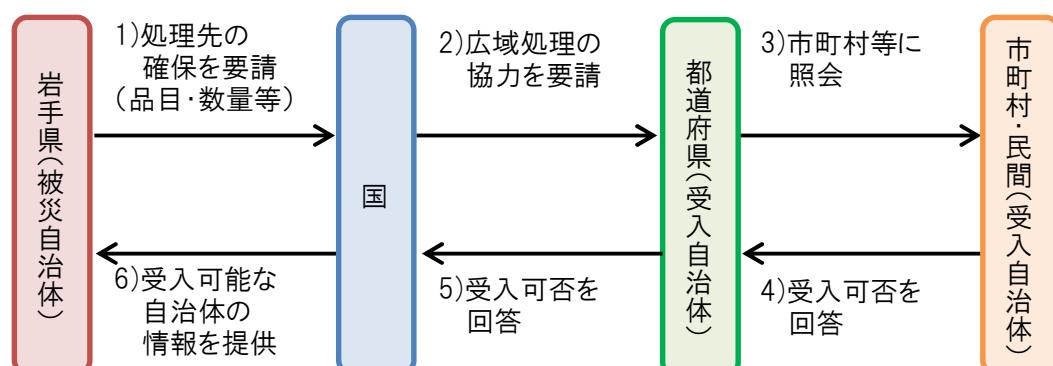


図 6-4-13 国との広域処理調整のながれ

4) 腐敗性廃棄物の優先的な処理

腐敗性のある水産系の農畜産系の廃棄物は悪臭や疫病等の衛生管理上のリスクが想定されるため、以下に留意して早急な処分を行う。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から1週間以内（以降継続的に対応）

＜参考資料＞ 腐敗性廃棄物の処理方針について

【水産系廃棄物】

平常時の焼却処理施設や堆肥化等の再利用施設を含むが稼働可能であれば、それらの施設を最大限活用するものとする。平常時の処理施設が利用できず、処理が滞る場合は、腐敗性が早いため、海洋投棄の手続きを進める。

【農畜産系廃棄物】

平常時は、化製場法及び廃棄物処理法に従い処分されている。化製場法の対象は、牛、馬、豚、めん羊、山羊であるが、死亡家畜の処理は廃棄物処理法の許可施設で処分する。廃棄物処理法では、鶏も対象となる。このため、平常時の処理ルートが稼働可能な状態であれば、それらの施設を最大限活用するものとする。

平常時の処理ルートが利用できず処理が滞る場合は、一時的に化製場法に基づく死亡獣畜取扱場以外における取扱許可を取得し、埋立処理を実施する。鶏は化製場法の対象外であり、関係機関の判断で公衆衛生上の支障がない場所に埋立処理を実施する。

（8）進捗管理

災害廃棄物の排出物等の種類及び排出量を把握するため、収集単位、収集場所、収集運搬方法、最終処分地等を定め、進捗管理を行う。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から6時間以降（処理完了まで継続）

(9) 各種相談窓口の設置、住民等への啓発広報

発災後 24 時間以内に各種相談窓口を花巻市役所の本所および庁舎に設置する。苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応、措置を実施する。

実施者（花巻市）	総合政策部 秘書政策課 市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 総務部 総務室 総務班 環境生活部 環境生活企画室 総務班 環境生活部 環境保全課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 24 時間以内（以降、継続的に管理する）

(10) 避難所ごみ等、生活ごみ

災害発生後は、市内に設置した避難所から生活ごみ（以降、避難所ごみと称す）が発生する。一方、災害規模が小さい場合は通常の生活ごみも継続的に発生するため、生活ごみへの対応も並行して実施する。以下に被災状況下での避難所ごみ等、生活ごみへの対応手順を整理する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 72 時間(3日)以内（以降、継続的に対応する）

1) ごみ焼却施設の被害状況の把握、安全性の確認

平常時処理を行っている焼却施設が稼働可能か、稼働における安全性に問題はないか、どのような補修が必要か等の被害状況の把握、処理過程における安全の確認を行う。

2) 稼働可能炉の運転、災害廃棄物の緊急処理受入

ごみ焼却施設の被害状況と安全性確認の結果、運転に支障がない場合、稼働可能炉を運転することで、緊急的に災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の速やかな処理を実施する。

3) 補修体制の整備、必要資材の確保

ごみ焼却施設の被害状況と安全性確認の結果に基づき、補修体制を整え、補修計画を策定する。補修体制には必要に応じて機器メーカーも含めた体制の構築を行う。補修作業は、保守契約による補修依頼や、補修業務の発注など、状況に応じた依頼を行う。また、補修作業に必要となる資材について調達を進めるものとする。

4) 補修・再稼働の実施

補修計画に基づき補修を行い、安全に問題がないことを確認して、再稼働を実施する。

5) 収集方法の確立・周知・広報

必要な収集運搬の車両を確保し、HP による掲示や張り紙等により避難所や地域住民へ収集方法を周知する。ここでは、実施者及び関係機関は次のとおりとなる。

実施者（花巻市）	総合政策部 秘書政策課 市民生活部 生活環境課
関係機関	岩手県 総務部 総務室 総務班 環境生活部 環境生活企画室 総務班 環境生活部 環境保全課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 72 時間以内（以降、継続的に管理する）

6) 収集状況の確認・支援要請

ごみの収集状況を確認し、収集量に対して運搬能力が不足する場合は、周辺市町村への支援要請を行う。

7) 避難所ごみ・生活ごみの保管場所確保

避難所ごみの発生量を推計し、通常の生活ごみとあわせて保管場所の確保を図る。初動期の避難所ごみは、水や食料等の支援物資が多く届けられることから、段ボールや容器包装等が中心となる。また、弁当がら、食物残さなど衛生管理が求められる廃棄物も発生する。不特定多数の人が多く集まる避難所においては、感染症防止の観点からも、適切な保管、貯留場所の確保が必要あり。表に示す保管場所から適切な保管場所を選定する。

＜参考資料＞ 避難所ごみ発生量の推計方法

避難所ごみ発生量は、以下の式により推計する。

$$\text{避難所ごみ発生量 (t/日)} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (t/人・日)}$$

出典:災害廃棄物対策指針(平成30年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」技術資料【技1-11-1-2】

避難者人数	災害対策本部から最新情報に基づき設定する
発生原単位	【花巻市】581g／人・日 平成28年度一般廃棄物処理実態調査結果 生活系ごみ1人1日あたり発生量

表 6-4-28 避難所ごみの一時保管の候補箇所

一時保管場所	概要・特徴等
焼却施設貯留ピット	<p>(概要) 焼却施設の受け入れピットに貯留する</p> <p>(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の受け入れピットに貯留することから、避難者とごみを隔離できるため、衛生管理上望ましい。また、周辺住民との離隔も確保できる。 焼却施設までの収集・運搬手段の確保が必要。 貯留ピットに余力がない場合、ほとんど貯留することができない。 </p>
避難所における保管	<p>(概要) 避難所における空きスペースに可能な範囲で貯留する</p> <p>(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 避難所内に一時的に保管するため、収集・運搬の必要がない。 害虫の防除、ウィルス、細菌による感染防止策の実施が必要。 </p>
専用仮置場	<p>(概要) 避難所から発生する、生ごみ等の腐敗性廃棄物の仮置場を候補地から選定する</p> <p>(特徴) <ul style="list-style-type: none"> 避難者とごみを隔離できるため、衛生管理上望ましい。 周辺住民の影響のない専用の仮置場の選定が必要。 専用仮置場までの収集・運搬手段の確保が必要 </p>

8) 収集運搬体制の確保

平常時の収集運搬体制が維持できるか、追加で収集運搬車両や人員が必要となるか確認する。収集運搬車両の被災や廃棄物の発生量が多い等の理由により十分な収集運搬体制が取れない場合は、近隣市町村や県、廃棄物処理業者等に支援を要請し、収集運搬体制を確保する。

9) 分別区分の決定

避難所ごみ、生活ごみの発生量が花巻市の処理施設で処理可能な場合は、平常時の分別方法に従って分別区分を決定する。市外の処理施設へ処理を委託する場合は、処理の委託先の条件に応じて分別区分を決定する。

出典：花巻市 平成 30 年度の家庭ごみ収集分別表（花巻市、平成 30 年 3 月）

10) 収集運搬・処理・最終処分

避難所から発生するごみについて、収集運搬・処理・最終処分を行う。

表 6-4-29 収集運搬、処理、最終処分における留意点

収集運搬	<ul style="list-style-type: none">平常時のルートに避難所を加えた効率的なルートを選定する収集量が大量な場合は、市内交通に支障が生じないように、ルート選定、輸送手段の検討を行う。
処理	<ul style="list-style-type: none">ペットボトル等包装容器は分別しリサイクルする。
最終処分	<ul style="list-style-type: none">感性性廃棄物の特別管理型最終処分への搬出など、廃棄物の性状に応じて適正な処分を粉う

11) 感染性廃棄物への対策

避難所で使用する注射針や腐敗性のある食品残渣や吐しゃ物など感染性のある廃棄物は、避難住民とは隔離された場所にストックする。また、感染症の発生が確認された場合は、保管場所における消毒やドラム缶などの容器による密閉など措置を講じるものとする。ここでは、実施者及び関係機関は次のとおりとなる。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課 健康福祉部 地域福祉課、健康づくり課
関係機関	岩手県 総務部 総合防災室 保健福祉部 健康国保課・医療政策室 保健医療班
対応の目安	発災後から 72 時間以内（以降、継続的に管理する）

表 6-4-30 感染性廃棄物への対応例

感染性廃棄物への対応例	<ul style="list-style-type: none">石灰（消石灰）を散布する。段ボール等を下に敷いて水分を吸収させる。ドラム缶に密閉する海洋投棄する粘土質の土地、または底部をビニールで覆った穴に処分（一時保管する）。市街地から離れた場所で野焼きする
-------------	--

(11) 仮設トイレ等、し尿

災害の発生により、上下水が使用できなった場合、避難所に仮設トイレや簡易トイレを設置する。トイレ施設の確保は緊急性を要するため、仮設トイレ及び簡易トイレの設置までは発災後 12 時間以内での実施を目標とする。また、仮設トイレ及び簡易トイレの衛生状態を保持するため、発災後 24 時間での収集開始を目標とする。

以下では、被災状況下での仮設トイレ等、し尿に関する対応手順を整理する。

実施者（花巻市）	市民生活部 生活環境課 建設部 下水道課
関係機関	岩手県 総務部 総合防災室 保健福祉部 健康国保課・医療政策室 保健医療班 環境生活部 資源循環推進課 福祉環境班
対応の目安	発災後から 12 時間以内（仮設トイレの設置まで） 発災後から 24 時間以内（仮設トイレの設置以降）

1) 仮設トイレ、消臭剤や脱臭材等の確保

仮設トイレが必要と判断した場合、早急に資器材を調達する。仮設トイレの協定内容を確認し、協定に基づく資器材の確保を進める。トイレだけではなくトイレ設置に必要なその他資材についても確保を行う。

表 6-4-31 感染性廃棄物への対応例

仮設トイレに必要な備品	ウェットティッシュ、消臭剤、トイレットペーパー、ペーパータオル、不凍液（洗浄水の凍結防止用）、おむつ（子ども用、高齢者用）、生理用品、子ども用便座、清掃用具、お湯（もしくはお湯を確保するためのカセットコンロ等）、ビニール手袋
-------------	--

2) 仮設トイレの設置

過去の災害や国際基準等から、避難者 50 人あたりに便器が 1 つあると、トイレに長い時間並ぶことなく使用することが可能になるとされている。また、女性用トイレと男性用トイレの比率は 3:1 が理想的であるといわれる。被災者の健康管理のため必要数の確保を目指すものとする。

設置した仮設トイレの便槽等に薬剤を散布し、消毒を行ってから使用する。

3) し尿の受入施設の確保

市内の処理施設で受け入れを行うことを基本とするが、し尿処理施設が稼働できない場合や処理能力を超過する場合は、岩手県や周辺市町村への支援要請を行う。

4) 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理

仮設トイレの管理に際しては、衛生・快適性、安全性、利用者の属性（男性、女性、成人、子ども、高齢者、障害者、外国人）等も考慮して誰もが使いやすい管理を行う。

＜参考資料＞

災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項

表 6-4-32 トイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項と配慮が必要な方への対応

配慮をすべき事項・ 配慮が必要な方	対応
安全性	<ul style="list-style-type: none"> 暗がりにならない場所に設置する 夜間照明を個室内・トイレまでの経路に設置する 屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする トイレの固定、転倒防止を徹底する 個室は施錠可能なものとする 防犯ブザー等を設置する 手すりを設置する
衛生・快適性	<ul style="list-style-type: none"> トイレ専用の履物を用意する（屋内のみ） 手洗い用の水を確保する 手洗い用のウェットティッシュを用意する 消毒液を用意する 消臭剤や防虫剤を用意する 暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する トイレの掃除用具を用意する
女性・子供	<ul style="list-style-type: none"> トイレは男性用・女性用に分ける 生理用品の処分用のゴミ箱を用意する 鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する 子供と一緒に入れるトイレを設置する オムツ替えスペースを設ける トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する
高齢者・障害者	<ul style="list-style-type: none"> 洋式便器を確保する 使い勝手の良い場所に設置する トイレまでの動線を確保する トイレの段差を解消する 福祉避難スペース等にトイレを設置する 介助者も入れるトイレを確保する
外国人	<ul style="list-style-type: none"> 外国語の掲示物を用意する（トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレを設置する 人口肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する 幼児用の補助便座を用意する

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

5) 収集状況の確認・支援要請

し尿の収集運搬は花巻市の登録事業者によって実施するが、市内の事業者では収集運搬能力が不足する場合、周辺市町村の事業者への支援を要請する。また、処理用機材及び処理要員が不足する場合も、これらの調達及びあっせんを要請する。

6) 衛生的な使用状況の確保

避難所のトイレは不特定多数の人々が使用するため、平時に比べて衛生面の配慮が一層必要になる。清潔な環境を維持することで、ノロウィルス感染症等、二次被害を抑制することができる。

トイレの衛生管理は、感染症の防止し被災者の命を守ることにもつながるため、避難所開設当初から水や食料の確保と同じ重要度で取り組むものとする。

【仮設トイレの衛生管理における留意点】

- 感染症を予防するために手洗い水の確保や手洗いを徹底する
- 体育館等の室内のトイレでは、専用の履物を用意する
- 便袋を使用する場合は、汚物処理の方法を徹底し、避難者と隔離できる位置に汚物の保管場所を確保する
- 便袋の保管は出来る限り、雨水で濡れない場所を選択する
- 感染症患者が出た場合には、感染拡大を防止するため専用のトイレを設ける
- 避難者の中から、トイレの責任者と掃除当番を決めておく
- ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持する